

リフォネット事業者登録規程

(総則)

第1条 この規程は、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「センター」という。）が運営する「住宅リフォーム支援ネット（リフォネット）（以下「リフォネット」という。）」への事業者の登録手続き等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「リフォーム事業者」とは、住宅リフォーム（住宅の増築、改築、修繕又は模様替えをいい、住宅設備に係るものを含むものとする。以下同じ。）の設計又は施工を行う事業者をいう。

2 この規程において「営業所等」とは、リフォーム事業者に付属する営業部署、営業所及び支店をいう。

3 この規程において「住宅リフォーム事業者倫理憲章」とは、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が定める「住宅リフォーム事業者倫理憲章」をいう。

(登録の申込み)

第3条 リフォネットへのリフォーム事業者情報の登録を希望する者は、センター又はセンターよりリフォネット事業者登録受付・事前審査等業務を委任された地方事務機関（以下「地方事務機関」という。）に対して登録を申込み。

2 登録の申込みをしようとするリフォーム事業者（以下「登録申込者」という。）は、次の各号に定める書類を、センター又は地方事務機関に提出する。

- 一 登録申込書
- 二 預金口座振替依頼書
- 三 住宅リフォーム事業者倫理憲章及びこの規程で定める事項を遵守することを誓約する書面（以下「同意書」という。）

3 センターは、登録を実施した場合には、登録されたリフォーム事業者（以下「登録事業者」という。）に別に定めるリフォネット登録証を送付するとともに、次の各号を実施する。

- 一 登録申込書に記載された主な事項をインターネットに掲載
- 二 地方公共団体等へ配布する名簿に登録申込書に記載された主な事項を掲載
- 三 登録事業者のリフォネットニュース等の送付によるリフォーム関連情報を提供

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録日から1年間とする。ただし、登録初年度については登録日

から1年後の日が属する月の最終日とする。

(登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、「住宅リフォーム事業者倫理憲章」及びこの規程を遵守し、それぞれの業態に応じた適切な事業者行動を取らなければならない。

(登録申込者等についての調査)

第6条 センター又は地方事務機関は、登録申込者及び登録事業者について、必要に応じ調査を行う。

(登録の拒否)

第7条 センターは、登録申込者が次の各号の一に該当するときは、登録を拒否する。

- 一 第12条第1項第二号、第三号、第四号又は第五号のいずれかに該当することにより、登録を削除された日から一定期間を経過しない者
 - 二 登録の申込前一定期間以内にリフォームの営業、設計又は施工等に関し、不正又は著しい不当な行為を行った者
 - 三 虚偽の事実に基づき登録の申込みを行った者
- 2 センター又は地方事務機関は、登録申込書に記載された事項又はその他の事項について内容の確認が必要である場合、登録申込者に対し証明書等の書類の提出を求め、書類の提出がなされない場合には登録を拒否することができる。
- 3 センター又は地方事務機関は、第6条に定める調査において、登録が相応しくないと判断したときは、登録を拒否することができる。
- 4 センター又は地方事務機関は、登録を拒否する場合においては、登録申込者にその旨を通知する。
- 5 第1項第一号、第二号に規定する一定期間は、別に定める。

(情報掲載料)

第8条 登録申込者は、次の各号に定める情報掲載料を、センターに納入しなければならない。

- 一 基本掲載料（本社及び1営業所等相当分）として年間18,900円（消費税込）。ただし、資本金が1,000万円以下の登録申込者については、基本掲載料を12,600円（消費税込）とする。
- 二 営業所等を追加して登録する場合は、営業所等の掲載料として追加する営業所等当たり年間6,300円（消費税込）。ただし、掲載期間途中で営業所等を追加して登録した場合は、追加登録を行なった月から登録の有効期間が終了するまでの月数に応じて按分した額

(消費税込)。

2 情報掲載料の納入は、原則として預金口座振替依頼書に基づき、口座振替の方式による。

(登録内容変更の届出)

第9条 登録事業者は、登録された事項について、内容の変更が生じた場合は、遅滞なくセンターに届け出なければならない。

(登録辞退の届出)

第10条 登録事業者は、次の各号の一に該当する場合、別に定める登録辞退届をセンターに届け出なければならない。

- 一 リフォーム事業又は営業所等を廃止しようとする場合
- 二 登録を辞退しようとする場合

(登録の更新)

第11条 センターは、登録事業者から第4条に規定する登録の有効期間の終了1ヶ月前までに前条に規定する登録辞退届の提出がない場合には、登録を更新するとみなし、登録を自動的に更新する。但し第13条第1項第三号に該当する場合は、登録を更新しない。

2 前項に規定する登録を更新する登録事業者は、第8条第1項第一号、第二号に規定する情報掲載料を、原則として口座振替の方式によりセンターへ納入する。

(登録の削除)

第12条 センターは、次の各号の一に該当する場合には、登録を削除することができる。

- 一 第10条の規定による届出があったとき又は届出がなく第10条第1項第一号に該当する事実が判明したとき。
- 二 登録事業者が虚偽に基づいた登録の申込み又は変更の届出を行ったことが判明したとき。
- 三 登録事業者がリフォームの営業、設計又は施工等に関し、不正又は著しく不当な行為を行ったとき。
- 四 登録事業者が第8条第1項に規定する情報掲載料をセンターが定めた期日までに納入しないとき。
- 五 その他センターが、相応しくないと判断したとき。

2 センターは、登録を削除した場合には、登録事業者にその旨を通知する。通知を受けた登録事業者は、第3条第3項の規定により送付した登録証をすみやかにセンターへ返却しなければならない。

(情報提供の中断)

第13条 センターは、次の各号の一に該当する場合には、登録事業者に事前に通知することなく、一時的にインターネット等による情報提供を中断することができる。

- 一 停電や天災などの不可抗力によるとき。
- 二 インターネットによる情報提供を行うシステムの保守点検や修理を行うとき。
- 三 その他センターが一時的な中断をやむなく必要と判断したとき。

2 センターは、情報提供を中断する場合には、登録事業者にその旨を通知する。

(情報掲載料の不返還)

第14条 センターは、第8条及び第11条の規定により納入された情報掲載料をいかなる理由があっても返還しない。

(損害賠償責任の免責)

第15条 センターは、第13条に規定する中断を行った場合又は登録された情報に関して登録事業者が損害を被った場合において、一切の損害賠償責任を負わない。

(消費者からの相談等)

第16条 センターは、消費者から登録事業者についてのリフォーム工事等の相談等があった場合は、必要に応じて適切な情報提供を行う。ただし、あっせん、調停及び仲裁は行わない。

(広告等における表示)

第17条 登録事業者が行う広告等において、登録事業者である旨を表示する場合は、「財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターリフォネット登録店」と表示する。ただし、第12条第1項及び第13条第1項第三号の規定に該当する場合は、すみやかに表示をとりやめなければならない。

(規程の変更)

第18条 この規程の変更により、登録事業者に新たな義務が発生する場合は、センターは登録事業者に事前に通知する。

(細則)

第19条 この規程を実施するために必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行し、改正後の第8条の規定は平成18年9月15日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

リフォネット事業者登録規程細則

リフォネット事業者登録規程（以下「規程」という。）第 19 条に規定する細則を以下のよう
に定める。

（リフォネット登録証）

第 1 条 規定第 3 条第 3 項に定めるリフォネット登録証は、別記様式第 1 号とする。

（登録の拒否に関する事項）

第 2 条 規定第 7 条第 1 項第一号に定める一定期間は、次の各号とする。ただし、当該期間
を経過した時点で、センターが、登録することが相応しくないと判断した場合にはこの限り
ではない。

- 一 規定第 12 条第 1 項第二号に該当し、登録を削除された場合は、その削除日から 1 年を経
過しない期間
- 二 規定第 12 条第 1 項第三号に該当し、登録を削除された場合は、その削除日から 2 年を経
過しない期間
- 三 規定第 12 条第 1 項第四号に該当し、登録を削除された場合は、その削除日から 1 年を経
過しない期間
- 四 規定第 12 条第 1 項第五号に該当し、登録を削除された場合は、その削除日から 2 年を経
過しない期間。
- 五 上記第一号、第二号、第三号及び第四号に定める一定期間は、削除に値しない事実が判
明した場合にはこの限りではない。

第 3 条 規定第 7 条第 1 項第二号に定める一定期間は、2 年間とする。

（登録辞退届）

第 4 条 規定第 10 条第 1 項に定める登録辞退届は、別記様式第 2 号とする。

附則

この細則は平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この細則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。